



## Vol. 2 交通事故の治療費の支払に、健康保険が使えるって本当ですか！？

交通事故に遭遇して病院で治療を受け、健康保険で支払いをしようとしたら、病院から、「健康保険は使えません」と言われた経験はありませんか？

結論からいいますと、**交通事故の場合でも、健康保険は使えます。**

健康保険法第1条には、「健康保険ニオイテハ被保険者ノ業務外ノ事由ニ因ル疾病ニ関シ保険給付ヲ為スモノトス」とあります。また、旧厚生省の通達(第106号)においても、「自動車による保険事故も一般の保険事故と何ら変わりなく、保険給付の対象となる」とされています。したがって、業務外の傷害であれば、交通事故によるものであっても健康保険の適用はあるのです。

交通事故に健康保険を使用する場合には、「第三者行為による傷病届」を最寄りの健康保険組合に提出する必要があります。この届出をすることで、健康保険組合は、医療機関に支払った治療費を、加害者(損害保険会社)に求償することができるのです。被害者の方が、窓口で支払った自己負担分の3割を、加害者(多くの場合は任意保険会社)に求償できることはもちろんです。

### 交通事故に健康保険を使用した場合の被害者の方のメリット

それはスバリ、健康保険を使用した方が、治療費が低額となることです。頸椎捻挫(いわゆる、むちうち症)の治療の場合などでは、健康保険を使わなかった場合と比べ、2分の1程度になります。

以下のような場合には、特に、健康保険を使用するメリットが大きいといえましょう。

#### ①加害者の方が、自賠責保険にしか加入していない場合

健康保険を使用しない場合、治療費だけで自賠責保険の賠償限度額120万円を超えてしまうことがあります。そんなとき、被害者はオーバーした金額を自分で支払わなければならなくなってしまいます。

#### ②治療・入院が長引く場合

#### ③被害者にも過失がある場合

治療費についても当然過失相殺はありますので、加害者の負担すべき治療費も減額されてしまうからです。

★自由診療には、最新の治療技術を制限なしで受けられるというメリットがあります。ご自分がどのような治療を受けているか、受けたいのかを基準に判断するとよいでしょう。

### 注目トピックス

中小企業ホームページ開設しました！  
3月3日、中小企業向けのホームページを立ち上げました(<http://kigyuhoumu-soleil.jp>)。  
債権回収や労務問題にご興味のある方は是非ご覧ください。

新加入の高橋陽介弁護士もよろしく！

### 報道ステーションに出演！

DV(ドメスティックバイオレンス)に詳しい弁護士として、2月10日にテレビ朝日の報道ステーションに出演いたしました。

その2日後の2月12日にはTOKYO FMの「クロノス」という、リサ・ステッグマイヤーさんが司会を務める番組にも出演し、DVについてお話ししました。